



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	スッラの「エトルリア処分」をめぐって：ウォラテッラエ、アッレティウム、クルシウム
Author(s)	砂田， 徹
Citation	北海道大学文学研究科紀要， 143， 1(右)-47(右)
Issue Date	2014-07-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56670
Type	departmental bulletin paper
File Information	143_01_sunada.pdf



スツラの「エトルリア処分」をめぐる

——ウォラテツラエ、アツレティウム、クルシウム——

砂 田 徹

はじめに

古代ローマによるイタリア支配を「征服」と呼ぶにせよ、「統一」「統合」と呼ぶにせよ、あるいは「同盟」「連邦」と呼ぶにせよ、その終着点は前九一年に勃発した同盟市戦争と全イタリアへのローマ市民権付与に求められるのが一般的といつてよいだろう。同盟市戦争^①＝ローマ市民権付与はまた、「都市国家」から「領土（領域）国家」への転換点ともされてきた。より細かく時代区分がなされる場合でも事情はさほど変わらない。たとえば平田隆一氏は、著書『エトルスキ国制の研究』の中で、古代イタリア史を単なるローマの征服と支配の歴史ではなく「イタリア諸民族間の相互関係」として捉えるべきと示唆にとむ指摘をし、国制史的画期を四つ挙げている。その四番目が前八九

スッラの「エトルリア処分」をめぐって

年の「イタリア国家 (Civitas-municipia 体制)」の成立であり、この「Civitas-municipia 体制」は、基本的には二二一年のアントニヌス勅法まで続くという。⁽²⁾ もちろん私も、同盟市戦争をローマ史上の一大転換点とすることに異論はない。というよりむしろ、わが国の歴史教科書や概説書では、この点の強調が不十分ではないかとさえ思っている。しかし、同盟市戦争の転換点としての意義が強調されればされるほど、それ以降のイタリアの姿が見えにくくなっているのではなからうか。このような懸念を抱くのも、ローマによるイタリアの統合という点でいえば、同盟市戦争Ⅱローマ市民権付与はあくまでも「道半ば」にすぎず、少なくともアウグストゥス時代にかけて引き続きイタリアへの注目が必要であると思われるからである。⁽³⁾

以上のような問題関心のもと私は、同盟市戦争以降のイタリア再編、およびそれにもなうイタリアの変容を説明することを当面の課題としている。順調にローマの一部となっていた同盟市民（≡自治都市⁽⁴⁾）の動向を直接史料から読み取るのは難しい。ローマへと組み込まれていく過程において摩擦・軋轢が生じた場合にはじめて、それを捉えることができるのである。そこでまず注目されるのが、スッラの「イタリア政策」であろう。同盟市戦争の結果、大量の新市民を受け入れることになったローマは、著しく拡大した市民団をどのように編成するのか、イタリア再編の問題に直面した。ところがローマは、その直後に最初の内乱（≡前八〇年代の内乱）へと突入したため、この問題は内乱の勝利者であるスッラの手に残されることとなった。周知のごとく、スッラは〈友・敵〉関係の区分をとりわけ重んじた政治家である。スッラに敵対するマリウス・スキナ派に与えたいくつかの都市は、戦後、共同体としての存続の危機に直面した。そこでこれらの都市の体験を通して、われわれは同盟市戦争以降のイタリアで一体何が起きていたのかについて具体的に知ることができるのである。

さて、カンパニア諸都市やラティウムのプラエネステと並んで、前八〇年代の内乱後に厳しい処罰をうけた地域のひとつがエトルリアである。タイトルに掲げた「エトルリア処分」はそれにあたる。エトルリアは一般的には、マリウスあるいはキンナとの個人的なつながりをもとに最後までマリウス・キンナ派を支持した地域と考えられている⁽⁵⁾。またエトルリア都市のいくつかに対してはキケロがなんらかの形で関与しており、とかく盲点となりがちな当該期のイタリアにあつて比較的史料に恵まれてもいる。このようなエトルリア都市のうち前稿ではもっぱらファエスラエに焦点を絞り、前七八年のレピドウス蜂起を経て前六三年のカティリナ陰謀事件にいたるまで、ファエスラエがローマ国家へと組み込まれていく過程を検討した⁽⁶⁾。「エトルリア処分」の文脈で他に取り上げられることが多いのが、ウオラテッラエ、アッレティウムそしてクルシウムといった都市である(図1参照)。ファエスラエと同じく北エトルリアに位置するこれら三都市に関しては個々に地方史研究が進展しており、多大な研究成果が生み出されている。しかし、それらの問題関心はわれわれと必ずしも同じではない。そこで以下、豊富な地方史研究に多くを負いながらもその知見を地方での出来事に収斂させることなく、あくまでもローマ政治との関連性を中心に据えて上記三都市の動向を追っていくことにしよう。

第一章 ウオラテッラエの対応

(1) 市民権剥奪問題

まずは、関連史料の多いウオラテッラエ(現ヴォルテッラ)から見ていこう。ウオラテッラエは、前八〇年代の内乱

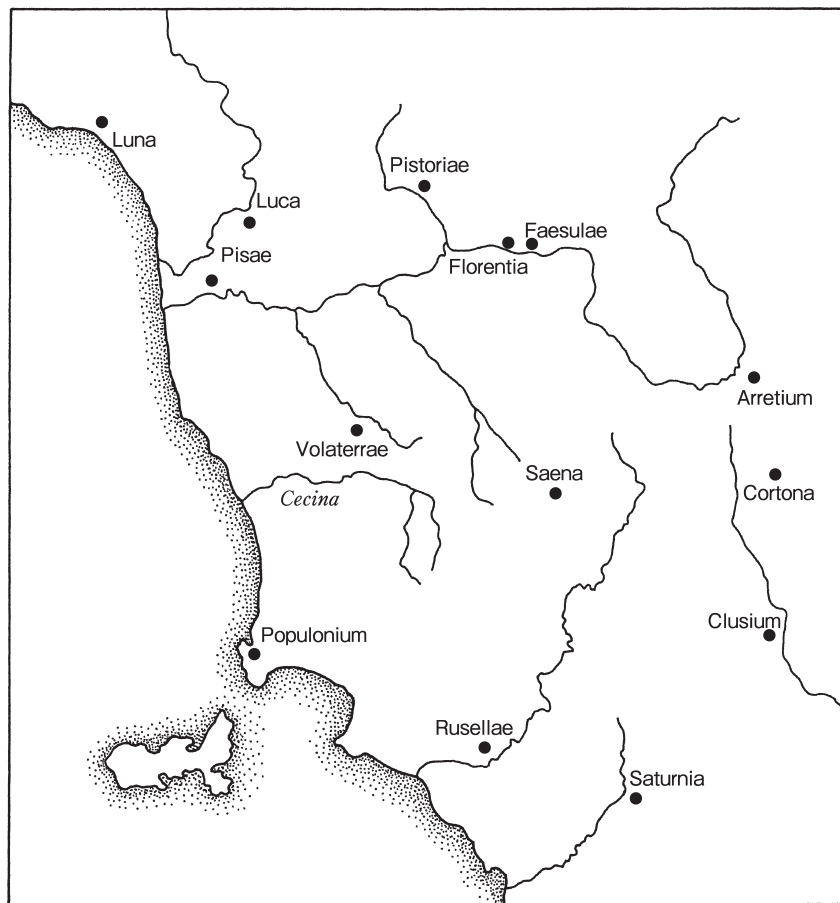


図1 北エトルリアの都市

N. Terrenato, *Tam firmum municipium: the Romanization of Volaterrae and Its Cultural Implications*, *JRS* 88, 1998, Fig. 4 より作成

において最後までスッラに抵抗した都市のひとつであり、一時期スッラ自身がその攻囲にあたった。当然、戦後には非常に厳しい処罰が待ち受けていたが、その最たるものがローマ市民権の剥奪である。同盟市戦争の主たる目的であったローマ市民権が新市民から奪われるとなると、これは由々しき事態である。しかも、スッラは東方からイタリヤへと帰還する際、新市民を味方につけるため、彼らが手にしたものを変更する意志がないことを表明していた (App. BC. 1. 77; Liv. Ep. 86)。他方で、プロスクリプティオ (追放・財産没収告示) に見られたように、スッラは少なくとも内乱のある時点以降において彼に敵対した者へはまさに「敵」として対処する姿勢を示していた。

ウォラテッラエから市民権が剥奪されたのを伝える主要史料はキケロである。キケロは、前六九年の『カエキナ弁護演説』においてこの問題を取り上げている。⁷⁾これは、ウォラテッラエの有力者であったカエキナが妻カエセンニアから遺産を受け取った際、生前彼女の財産運営に携わっていたアエプティウスという人物が異議を唱え、訴訟にいたったものである。当該訴訟に関しては、わが国においても、すでにローマ法学者である柴田光蔵氏と吉原達也氏による訳注があり大変参考になる。⁸⁾問題の記述は、この法廷弁論の終わり近く、柴田氏が「市民権論」と名付ける箇所に出てくる。⁹⁾原告のアエプティウスは、ウォラテッラエがスッラにより市民権を剥奪されているので、その市民であるカエキナはカエセンニアの相続人たりえないと主張していた (Cic. Cic. 18)。それに対してキケロは、スッラがそのような市民権剥奪の法を發布したのを認めた上で、自由と市民権とは本来一体のものであるから、民会決議によって自由が奪われない以上、市民権も奪われることはない主張する。だがこれはいささか強引な論法といえよう。というのも第一に、そもそも「法の制定と国家再建のための独裁官 (dictator legibus faciendis et reipublicae constituendae)」であるスッラであれば、必要と思われることは何であれ実施できたのではないかと思われるからであり、また第二

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

に、キケロの主張に反するような事例が過去にいくつも存在したからである。そこでキケロは、第一の点に關して、スツラ自身がその法に、「もし提案された規定のあるものが法に反するならば、それはこの法律において提案されなかったものとせよ」という一文を付加しており、まさに市民権剝奪がこれにあたるとする。また、第二の点に關しては、ラテン植民市への移住者、国家により敵に引き渡された者、家長により売却された者、兵役を拒否した者、戸口調査を逃れた者、そして亡命により生じた市民権喪失の例を挙げ、スツラによる処分との相違を強調している。一見したところ先の主張に反するような事例があるのをキケロ自身よく自覚していたのであろう。

キケロは、亡命先からの帰還後、前五七年にも『彼の家について』という演説の中でこのテーマを再び取り上げている(Cic. Dom. 79)。前年にクロディウスの扇動をもとに民会決議によって追放処分を受けていたキケロ自身にとって、これは切実な問題となっていた。キケロはここで、スツラの立法手続きをより具体的に語っているが、それによれば、独裁官スツラの提案をもとにセントウリア民会で法が制定され、「いくつかの自治都市から(municipia)」市民権と領地が奪われたようである。もちろんここでも領地の没収はローマ人民の権限内にあるが、市民権の剝奪はそうではないと繰り返している。複数形の表記からすれば、市民権の剝奪はどうやらウオラテッラエのみの措置ではなかった。実は『カエキナ弁護演説』でも、この市民権問題と関連させて、スツラの生前にアッレティウムの一婦人を弁護した際の話が出てくる(Cic. Caec. 97)。訴訟相手のコッタが、アッレティウムは市民権を奪われているので神聖賭金の設定による訴訟は成立しえないと主張したのに対して、キケロは、市民権は決して奪われることがありえないと反論し、最終的には神聖賭金が正当との判断を得たという。アッレティウムがウオラテッラエと同様に市民権の剝奪に遭っていたこと、また「スツラの生前」においてすら、彼による市民権の剝奪を無効とする主張が一定の支持を

得ていたことが読み取れる（アッレティウムについては次章参照）。さらには、サウルステイウス『歴史』のいわゆる「レピドゥス演説」中にも関連記述が見られる。レピドゥスは、スッラ体制を「専制」として厳しく非難するなかで、「ただ一人の男「スッラ」のせいでは、かなりの数の同盟市民とラテン人は、多くの卓越した行いゆえにあなた方「ローマ人民」によつて与えられた市民権から締め出されている」と述べている（Sall. *Hist.* 1. 55. 12 M = 1. 48 McGushin）。多分にレトリカルな叙述とはいえ、「かなりの数の同盟市民とラテン人（sociorum et Latini magna vis）」といった表現からすれば、当該処罰の対象はおそらくウォラテッラエとアッレティウムのみではなかった。最後まで根強くスッラに抵抗したエトルリアやカンパニア地方、あるいはラティウム地方の諸都市がそこに含まれていたのかもしれない⁽¹⁰⁾。

それでは、市民権を剥奪されたこれらの都市は一体どのような地位となるのか。かつての同盟市民へと戻されるのであるのか。その手がかりも『カエキナ弁護演説』にある。それによれば、スッラは市民権を剥奪した後のウォラテッラエに対して、一二植民市のひとつに属する「アリミヌムの人々と同じ法が適用されるよう」命じていたという（Cic. *Caec.* 102）。アリミヌムは前二六八年建設のラテン植民市であるが、ここでの一二植民市が具体的にどれを指すのか、アリミヌムの地位はそれ以前の植民市より劣っていたのかそうでないのか、植民市研究の立場からこれまでに多くの見解が出されてきた⁽¹¹⁾。しかしここでは、W・ハリスも指摘するように⁽¹²⁾、それが「ラテン植民市」の地位であったという点を確認しておけば十分であろう。キケロは、たとえスッラの措置が有効であるとしても、ウォラテッラエ人はアリミヌムの人々同様——おそらくラテン人に認められた通商権の一部として——ローマ市民から相続財産を得ることができると主張しているからである。すなわち、全イタリアに対するローマ市民権付与以降もポー川以北のいわゆるトランスパダナにはいまだラテン植民市が存在していたが、スッラは、同盟市戦争においてローマ市民権を手

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

にしたいいくつかの都市をそれと同等の地位にまで格下げしようとしていたのであった。

この措置は、前述のようにスツラ生前からかなり評判が悪かったが、結局のところ決定はなされたものの実施されないままに置かれたと考えられている。⁽¹³⁾ここではその傍証として、これまで全く注目されてこなかった「フィリップス演説」を取り上げておきたい。これはサルスティウスの『歴史』において先の「レピドウス演説」と対をなす演説であり、前七七年、フィリップスはローマにとって脅威となっているレピドウスに対して「元老院最終決議」を引き出すべく熱弁を揮ったのであった。そのなかでフィリップスは、「市民権が保証されるのを欲すると言っているが、彼「レピドウス」はそれが奪われたことを否定している（ではないか）」と批判しつつも（*Sall. His. 1. 77. 13 M=1. 67 McGuiggin*）。やや難解な表現ながら、奪われたことを自身が認めないものを復活すると主張するレピドウスの矛盾が批判されているのだろう。レピドウスの発言は理解できる。というのも、彼自身その有効性を認めていなかったにせよ、ケントウリア民会を通過した法が現に存在したからである。他方、フィリップスの発言はというと、たしかにこのままではP・マクグシンがコメントするように「安っぽい修辞上の冗談（a cheap rhetorical trick）」⁽¹⁴⁾、ただの揚げ足取りに終わってしまう。だが、彼が演説を行っていた元老院内にも、市民権剥奪に対する否定的な雰囲気広がっていたとすればどうであろうか。これは市民権の剥奪を前提とするレピドウスの主張に対する鋭い批判となりえたに違いない。フィリップスはスツラ派の有力な政治家のひとりであるが、その彼の発言からは、そもそも市民権の剥奪などわれわれも認めていないとする態度が滲み出ているように思われるのである。

カエキナ訴訟に戻るならば、ついでこの訴訟と前七〇／六九年の戸口調査との関連性が問題となってくる。周知のごとく、前七〇年から翌年にかけて、前八〇年代の内乱以降初めての戸口調査、そして実質的には共和政期最後とな

る戸口調査が実施された。裁判の時点でこの戸口調査がすでに実施されていたのならば、原告側にせよ被告側にせよ、その結果は有力な傍証となりえたはずである。両監察官がウォラテッラエ人やアッレティウム人をローマ市民として登録したかどうかは、市民権剝奪の有効性に関する重要な指標となりうるからである。ところが、キケロの記述中にこの点への言及は見られない。となるとこの間のクロノロジは、カエキナ訴訟が先に起こり、その判決結果を待つて監察官が戸口調査を実施したということになるであろう。ハリスは、このような形で登録は前七〇／六九年の戸口調査に影響力を発揮したポンペイウスの「和解政策 (a policy of conciliation)」とも合致するものであったと述べている。⁽¹⁵⁾ 前五七年の時点でキケロは、「ウォラテッラエ人は単にローマ市民であるだけではなく、最高の市民として、われわれとともにこの市民権を享受している」と言い切っている (Cic. Dom. 79)。多分に戦略的な発言とはいえ、そこには当時のローマの人々を説得するだけの真実が含まれていたと考えてよいだろう。つまり、前五七年までにこの問題は最終的に決着がついていたことになるが、それはほかならぬ前七〇／六九年の戸口調査による解決だったのではないだろうか。

(2) 土地没収

市民権の剝奪とは異なり、ウォラテッラエに対するもうひとつの処分である土地没収は確実に実施された。このことはその後における退役兵植民の実施を予想させる。ところが、ウォラテッラエに植民市が建設された痕跡はなく、共和政期に属する碑文史料はむしろ自治都市の存在を示唆している。⁽¹⁶⁾ さらにキケロは、前四六年あるいは前四五五年の書簡で、ウォラテッラエを「これほど堅実で、これほど高潔な自治都市」と表現しており (Cic. Fam. 13. 4. 2=318 SB)、

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

少なくともこの時点まで、ウォラテッラエが自治都市であったのは確実といってよいだろう。

それでは退役兵の植民は全く実施されなかったのかというと、おそらくそうではない。別稿で紹介したように、F・サントンジェロはこれを植民市ではなく「個人的土地分配」の事例に含め、ウォラテッラエへの植民がこのような形態をとった理由として、それが遅い時点での植民であったためしかりと組織化されていなかったのではないかとする⁽¹⁷⁾。もちろんこの説明もこれとして成り立ちうるが、私にはむしろ降伏時の経緯が大きく関与していたように思える。それを比較的詳しく伝えるグラニウス・リキニアヌスによれば、「ウォラテッラエ人」は攻囲軍による殺害はじまる前に降伏し、他方、ウォラテッラエに立て籠っていたプロスクリプティオの対象者たちは（proscripti）、いったん町から逃れたものの執政官により派遣された騎兵により殺害されたという。このような事態が生じたのは、降伏が前七九年にまでずれ込んだため、ウォラテッラエの町はその内部にプロスクリプティオの対象者を抱え込んでしまったことによる。この記述からすれば、なるほどウォラテッラエ全体がスツラ軍に降伏したとはいえ、そこへと逃げ込んでいたプロスクリプティオの対象者、つまり筋金入りのマリウス・キンナ派と本来の「ウォラテッラエ人」とは区別されていたように思えるのである⁽¹⁸⁾。となれば、降伏後のウォラテッラエ人の処分がさほど厳しくならなかったことも十分考えられるのではないか。ちなみにキケロは、このあたりの事情を、「彼ら「ウォラテッラエ人」はスツラの時代の過酷な状況を不滅の神々の好意によって切り抜けました」と表現している（Cic. Fam. 13. 4. 1=318 SB）。複合的な要因が想定されていそうな微妙な言い回しである。

このように降伏後のウォラテッラエは領土のかなりの部分を没収され、その一部には退役兵が入植者として入り込んできた。しかしそれ以外の土地はというと、なんらかの理由で分配されないままに公有地としてとどまり、ウォラ

テッラエ人が保持し続けることになったのである。その形態は、一般的には公有地の「占有」であつたろうと考えられている。もちろんこの種の公有地の「占有」は極めて不安定なものであり、今後、ウォラテッラエ人は自らの利害を守るためローマ当局との間に駆引きを強いられることになる。N・テッレナートの論考をもとに¹⁹⁾、その様子を見ていくことにしよう。

まず関連してくるのは、前六三年の護民官ルッルスによる農地法提案である。同年の執政官であつたキケロの反対演説『農地法について』がその主要史料となる。当該演説は、共和政末期の権力政治という文脈で、また最近ではコンティオと呼ばれる集会での演説との関わりで注目されている興味深い史料である。他方、そこでのキケロの記述がかなり歪められた内容となつていることも、早くから指摘されてきた。ウォラテッラエ問題に關していえば、実は当該演説中にウォラテッラエの名は一度も出てこない。そこで、ウォラテッラエをこの法の対象外とする理解もひとまず成り立つが、実際のところはどうかであつたのか。

キケロが仄めかすように、おそらくルッルス提案の背後には、ポンペイウスに匹敵する権力を求めるクラススとカエサルがいた。法案の内容は、この法をもとに設置された「十人委員 (decemviri)」がイタリア内の自治都市や既存の植民市に植民者を送り込み、彼らに土地を分与するというものであつた。対象となつたのはまずはカプアのそれを含めた公有地であり、不足分については——キケロによれば——ローマ史上初めて私人から購入した土地があてられることになつてゐた。キケロがとりわけ異議を唱えたのは、十人委員が手になることになる巨大な権限である。向こう五年間にわたつて法務官の権限を持つことになる十人委員には、候補地の選定はもちろんのこと、植民実施のために必要とされる資金獲得のためにかなり広範な権限が認められていた。そのなかには、ポンペイウスが東方で獲得

スッラの「エトルリア処分」をめぐって

した土地や戦利品の処分も含まれていたようである。クラススとカエサルが狙っていたのは、まさにこのような地位であつた。キケロはそれを「十人の王たち」と呼び (Cic. Leg. agr. II, 15)、彼らによりローマ人の「自由」が奪い去られると訴えている。スッラの経験がまだ生々しかったのだらうか。⁽²⁵⁾

ところで、『農地法について』には「スッラの占有者 (Sullani possessores)」という表現が繰り返し現れる。とりわけ重要なのは、コンティオで行われた二回目の演説、『農地法について』第三演説である。⁽²⁴⁾ コンティオにおいて最初の演説を行った後、キケロに対しては、彼が「スッラの占有者」のために反対しているのではないかとの批判が沸き起こつた。そこで急いでなされたのがこのコンティオにおける二回目の演説であつた。キケロはここで、ルッルス(25)の農地法こそ「スッラの占有者」を利するものであるという論を展開している。すなわち、ルッルスの義父であつたウアルグスに議論を集中させ、スッラ時代の混乱に乗じて膨大な土地を手にしたウアルグスのような人物、つまり「スッラの占有者」こそが受益者であると反論するのである。ルッルスの農地法は果たして「スッラの占有者」を利するものであつたのかどうか。この語句の解釈が、キケロの主張を解きほぐしていく鍵となりそうである。

「スッラの占有者」について詳細な検討を行ったA・ドラモンドは、その内容を五つに分類している。⁽²⁶⁾ (i) スッラによる譲渡、売却、認可により土地を占有していた人々、(ii) スッラにより免除されたにせよそうでないにせよ、購入した土地の代金をいまだ全額支払つてはいなかった人々、(iii) スッラにより没収されたがいまだ分配されてはいない土地を占有していた人々、(iv) スッラの法が禁止したようなやり方で植民者から土地を獲得した人々、(v) 内乱時の混乱に紛れて他人の私有地を自分のものとしていた人々である。いずれも、スッラ時代に手にした土地が「占有」とみなされ、当該地所に対する権利が非常に脆弱であつた人々たちである。ちなみに、退役兵植民者をここに

含み込む見解もあるが、ドラモンドは彼らが手にした土地はあくまでも「私有地」であつたとする。ただし彼らの土地も、スッラの独裁官職の有効性にまで遡つて常に攻撃の対象となりえたという。

たしかにルッルス（27）の義父ウアルグスは「スッラの占有者」に該当した。おそらく彼は（i）の範疇に属するような人物であつた。キケロは、スッラ時代の混乱に乘じ膨大な土地を手にしてウアルグスが、この法により不安定な「占有地」を売却して利益を得ることになる、あるいはそれらの「占有地」の完全所有権を認められることになると批判するのである。提案者の私的利益を持ち出すこの種の批判はいかにもコンテリオ向けといえようか。だがここで留意すべきは、ルッルスの提案により不利益をこうむる「スッラの占有者」もいたのではないかという点である。というのも、先の範疇（iii）、つまりスッラにより没収されはしたが分配されもしなければまた誰かに売却されてもいない公有地は、真つ先に分配の対象となりえたと思われるからである。ウオラテッラエの土地がまさにこれにあたるが、となればウオラテッラエ人たちはこの提案により彼らの土地への「占有」を脅かされたことになるだろう。「スッラの占有者」のための反対ではないかとするキケロへの非難は、実は核心を衝いていたのである。十人委員が脅かす自由への懸念という正論を吐き、さらにはウアルグスに対する便宜へと論点をすり替えることによって、事実は見えにくくされている。しかしながら、以上の考察からして、ルッルスの提案のうちにウオラテッラエ人が占有している土地の分配が含まれていたこと、またそれゆえにキケロが必死に同法案に反対したことはいまや確実といえよう。その後のキケロの活動もまたこのような解釈を裏付けている。

前六〇年、護民官のフラウィウスが農地法を提案した。これは東方で戦ったポンペイウスの退役兵のための便宜であり、この度キケロは条件つきでそれを支持した。キケロはこの法に関して、「フラウィウスは農地法を公示したが、

スッラの「エトルリア処分」をめぐって

軽薄なもので、プロティウス法と大体同じだ」と述べている (Cic. Att. 1. 18. 6 = 18 SB)⁽²⁸⁾。しかしそれにもかかわらず、条件付きで賛成したのは、ポンペイウスとの友好関係維持のためであつた (Cic. Att. 2. 1. 6 = 21 SB)。注目すべきはその「条件」であり、キケロは彼の基本方針として、「個人の不利益に結びつくことはすべて」この法案から除こうとしたと述べ、具体的に三点挙げてゐる (Cic. Att. 1. 19. 4 = 19 SB)。すなわち、(i) 前一二三年に公有地だつた土地を対象外にすること、(ii) スッラの兵士たち (Sullani homines) の所有を認めること、(iii) 「スッラが公有地としたものの分配はしなかつたウォラテッラエとアッレティウム土地をそのまま占有状態におくこと」であつた。(iii) からは、ウォラテッラエ土地に対して退役兵植民の危険が迫つていたことが読み取れる。われわれの解釈からすれば、前六三年のキケロの尽力にもかかわらず、ウォラテッラエ土地は引き続き不安定な状態だつたのである。しかもここには、ウォラテッラエと並んでアッレティウムへの言及も見られる。結局のところ、この法案は元老院の激しい反対で成立にはいたらず、ポンペイウスの退役兵植民という課題は、いわゆる第一回三頭政治の成立を経て翌年へと持ち越されることになる。

前五九年、執政官となつたカエサルは早速、ポンペイウスの退役兵のための農地法に取りかかつた。⁽²⁹⁾ その内容は前六三年のルッルス農地法を基本的には受け継ぐものであり、公有地の分配、そして売却を欲する者からの土地購入とその分配が予定されていた。ただし、重要な点での変更があり、分配されるイタリアの公有地からカンパニアの公有地が除かれていた。カプアを中心としたカンパニアの公有地の分配は、すでに前六三年、ローマ人にとっての不可欠の財産であるとしてキケロの主たる攻撃対象となつていたからである。「土地分配委員」の裁量権も制限された。たとえば希望者からの土地購入は、任意の価格ではなく戸口調査での査定額に準ずるべきことが定められていた。ま

たそのための資金には、ポンペイウスが東方で手に入れた戦利品や東方からの税収入があてられた (Dio Cass. 38. 1. 4-5)。つまり、イタリア内の土地所有関係をできるだけ動揺させないような配慮が、ルッルス提案以上になされていたのである。このような内容であったにもかかわらず、例によって小カトを中心に激しい反対が展開されたが、ポンペイウスおよびクラッスと協力体制をとっていたカエサルは、先のルッルスやフラウィウスとは異なり怯むことなく法案を通過させた。しかもその後カエサルは第二の農地法を提案し、第一の法では除外されていたカンパニアの公有地を分配対象に含めることにも成功している。

ではこの時、ウォラテッラエの土地はどうなったのか。それを知る手がかりがおおよそ一五年後のキケロの書簡中にある。⁽³⁰⁾ キケロは前四六／四五年時点から振り返りながら、前六三年の自らの活動と前五九年のカエサルの活動について次のように述べている。「私のこの措置を、ガイウス・カエサルは、最初の執政官職の時に農地法をもって承認し、未来永劫にわたりウォラテッラエの土地と町をあらゆる危険から解放しました」 (Cic. Fam. 13. 4. 2 = 318 SB)。つまりキケロはここで、前六三年の自らの措置をうけて、前五九年ウォラテッラエ人の所有権が執政官のカエサルにより確定されたかのように述べているのである。⁽³¹⁾ この前五九年の「カエサルの措置」を、キケロの主張そのままに受け入れる見解もある。⁽³²⁾ だが、ウォラテッラエやアツレティウム⁽³³⁾の土地が依然として不安定なままだったことは、ほかならぬこの書簡自体から明らかとなる。当該書簡は、前四六／四五年にキケロがQ・ウァレリウス・オルカ宛に出したものであり、法務官格（前五七年の法務官）の政治家であったオルカは当時、独裁官カエサルの指示のもとエトルリアにおいて退役兵のための土地分配にあたっていた。⁽³³⁾ そのオルカに対してキケロは、自身と縁故の深いウォラテッラエを土地分配の対象から外してくれるよう懇請しているのである。その際キケロは、「あなた「オルカ」の思慮にかかっている

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

のは、あなたが普れ高い地位をもつてその方針と命令に従っておられる方「カエサル」の権威に従うことか、あるいはその方にこの一件をそのまま委ねるようにしておくかです」と述べている。この慎重な言い回しからは、オルカには当時からかなりの権限が委ねられており、単純に前五九年のカエサルの措置を持ち出すことによりウォラテッラエの利害を守ることができなかったことが窺えよう。

同じくオルカ宛に出されたもう一通の書簡からは、別の興味深い事実が知られる (Cic. Fam. 13. 5 = 319 SB)。³⁴⁾でも主題はウォラテッラエへの退役兵植民であるが、先の書簡とは異なつて C・クルティウスという一個人の処遇が依頼の対象となつてゐる。キケロによれば、クルティウスは若いころから彼が大変親しく交際してきた人物であり、スツラ時代に「不公正きわまる災厄」をこうむつた。しかしその後、キケロの助力により安寧が確保され、現在ではウォラテッラエに地所を持つてゐる。その地所がいまや危険に曝されてゐるという。さらにキケロは、最近カエサルがクルティウスを「元老院議員に指名した」 (in senatum legit) が、ウォラテッラエの地所を失つたならば、クルティウスが元老院議員の地位を維持していくのは絶望的であるとも述べてゐる。これはおそらく厳密な財産資格の問題というより、元老院議員としての名誉・体面にかかわる事柄であろう。いずれにせよキケロは、彼自身の財産であるかのようにウォラテッラエにおけるクルティウスの財産を守つてくれるようオルカに依頼してゐる。

クルティウスのことを伝える史料は当該書簡のみであり、彼がウォラテッラエで地所を獲得するにいたつた経緯は残念ながらよくわからない。参考となる M・トレッリのプロソポグラフィ研究において、クルティウスは土着ウォラテッラエ人に含められてはゐない。³⁵⁾ おそらく外部からやつて来てウォラテッラエで土地を手にしたのであろう。キケロの書簡もそのようなニュアンスで語られてゐる。³⁶⁾ またスツラ時代の「不公正きわまる災厄」に関しては、前八二年

にプロスキリプティオの犠牲となったクルティウスという人物が (Cic. Rose. Amm. 90)、彼の父親ではないかと考えられている。³⁶となれば、マリウス・キンナ派の流れを汲むカエサルによる元老院議員としての選任は頷けるが、それでは何故オルカによる土地没収の危険があつたのか。詳細は不明ながら、クルティウスはスッラの退役兵が手にしていた土地か、あるいはウォラテッラエ人が占有していた土地を購入したため、このような危機に直面したのであろう。事実、キケロの書簡では彼の地所について「占有」といった表現が用いられている。ここからも、ウォラテッラエの土地が依然として不安定なままだつたことが読み取れよう。

ところで、ウォラテッラエへの退役兵植民に関しては、文献史料のみならず考古学・碑文史料からも貴重な情報が提供されている。まずは、M・ムンツィとN・テッレナートの論考から見ていこう。³⁷これは、一九八九年に現在のヴォルテッラの近郊で発見された碑文断片に関する考察であるが、当該碑文は字体からして紀元後一世紀のものであるまいかとされ、次のように復元されている。

-----/colonia [Iul(ia)]/Augusta Vol[ater(trae)].

前述のように、ウォラテッラエにおいてはスッラ時代に植民市の建設がなされなかったのはもちろんのこと、帝政期に入っても自治都市しか存在しなかったと考えられてきた。実際のところ、二世紀末から三世紀初頭にかけても自治都市の継続を窺わせる「四人委員」が碑文中に現れるという。³⁸ところが、断片ゆえに決定的ではないまでも、上記碑文から遅くとも紀元後一世紀初頭にはウォラテッラエが植民市であつた可能性が俄然高くなってきたのである。ムン

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

ツイとテツレナートは、カエサル時代後期か三頭政治家時代に植民が実施され、アウグストゥス時代に再植民されたのではないかとする。となれば、キケロの依頼・嘆願にもかかわらず、前四五年に退役兵植民がなんらかの形で実施されていた可能性が浮上してくる。実は『植民市の書』と呼ばれる四世紀編纂の史料に、三頭政治家の立法によるウオラテッラエでの植民市建設が伝えられている (*Lih. Col. 214. 10-215. 2*)。従来この『植民市の書』は否定的に取り扱われるのが常であったが、同書への註釈の中でB・キャンベルは、「カエサルが少人数の退役兵を個々に定住させた可能性がある」とコメントしている⁽³⁹⁾。おそらく前四五年の植民が想定されているのであろう。

他方、そのような前四五年のカエサルによる退役兵植民や、遡ってスツラによる退役兵植民の影響があくまでも限定的なものでしかなかったことも、同じく考古学から明らかにされている。チエーチナ川流域の調査をもとにしたテツレナートの研究によると、前一〇〇年〜紀元後五〇年頃にかけての変化としては、定住地のわずかな減少が見られるのみであるという。また南エトルリアと比較して、大規模な農業生産施設としてのウィツラの欠如が顕著であり、それがわずかに見られるのは海岸部のみであるという。しかも墓の形態や被葬者の名前からして、ウィツラの所有者はエトルスキ系の人物ではないかとされている。つまり、ウオラテッラエの地方貴族は、共和政末期から帝政の成立期にかけても、とくに農村部においてその優位性を維持し続けたのであった。またチエーチナ川の下流域右岸(ウオラテッラエ領の西側にあたる地域)の別の考古学調査からも、前一世紀前半には社会・経済構造および農村部の定住という点で大きな変化が生じなかったことが指摘されている。なんらかの変化が生じたのはむしろ三頭政治家時代であるいはアウグストゥス時代であるという⁽⁴¹⁾。

以上、考古学的な見地からは、スツラやカエサルの退役兵植民がもたらしたであろう農村部の変化はごく限定的な

ものにすぎず、ウォラテッラエの地方貴族たちが共和政末期から帝政の成立期にかけてもその卓越した地位を保持し続けていたことが読み取れるのである。⁽⁴²⁾

(3) カエキナ一族の関与

ところで、ウォラテッラエの地方貴族としてよく知られているのが、本章第一節でもふれたカエキナである。ちなみにチェーチナ (Cecina) という川の名称はこの一族に由来する。カエキナについては、これまでにも少なからず考察がなされてきた。⁽⁴³⁾最近では、パトロネジ関係をもとにしたローマ当局との「交渉」という論点が注目されている。⁽⁴⁴⁾なるほどパトロネジ関係は以前より古代ローマの政治と社会を考察する際の鍵概念とされてきたものであり、共和政期のローマがイタリアを征服し統治するにあたってのその重要性も例外ではない。たとえば長谷川博隆氏は、同盟諸市の有力者（「都市貴族」「イタリア貴族」とローマの元老院議員（「ローマ貴族」との連携をもとにローマのイタリア支配が貫徹していったとし、そのメカニズムを明快に提示している。⁽⁴⁵⁾それに対して最近の研究の焦点は、どちらかといえば地方貴族（地方エリート）が自己の（一族の）利害だけではなく所属共同体の生き残りのために果たした役割にある。テッレナートが強調するように、彼らは各都市とローマとの「交渉」にあたり、その「境界面（interface）」に位置する人物として重要な役回りを演じていたのであった。⁽⁴⁶⁾

この種の「交渉」の必要性が高まってきたのは前一世紀に入ってから、とりわけスツラ以降である。同盟市戦争後、イタリアの全自由人にローマ市民権が付与されるとともに政治闘争は一段とエスカレートし、ローマでの政治闘争が全イタリアを巻き込んだ内乱へと発展する時代が到来した。⁽⁴⁷⁾繰り返される内乱の中で各都市はどちらの陣営に着

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

くかの厳しい選択を迫られ、選択を誤った都市はその生き残りをかけローマ当局との「交渉」に臨まなければならなかった。本稿が論じてきたのはまさにこのような過程であるが、カエキナの動向を中心に据えて今一度スツラ後のウオラテッラエの歩みを辿り直しておくことにしよう。

カエキナがローマの歴史との関連で史料中に現れるのは、前六九年にキケロが弁護したアウルス・カエキナが最初とされる。とはいえ、この一族はエトルリアにおいてそれ以前からかなりの足跡を残している。カエキナ一族の歴史を長いタイムスパンで追ったG・カブドヴィルの研究によれば、前五世紀のフェルシナ（後の植民市ボノニア、現ボローニャ）で確認されるのがその最も早い例であり、ウオラテッラエで確認されるのは前三世紀になってからであるという。⁽⁴⁹⁾ ウオラテッラエのネクロポリスからは、一七三九年と一七八五年に二基の大きな家族墓が発見されており、考古資料・碑文史料をもとにカエキナ一族の私生活についてはある程度のが知られる。⁽⁵⁰⁾ だが彼らの公的活動に関しては、全くといってよいほどわかっていない。ウオラテッラエでなんらかの公職に就いていたのか、ローマ市民権を獲得したのは同盟市戦争より前なのかどうか、またなにより前八〇年代の内乱に際してどのように行動したのか、これらの点が全く不明なのである。

スツラ後においては、かのアウルス・カエキナに関連して情報量が多くなる。キケロによれば、カエキナは、「きわめて慎重深く、徳に篤く、信義に深く、全エトルリアの誉れのきわみ、幸運・不運のいずれの運命にあつても徳と人間性の多くの証しによって知られた人物」であつた（Cic. *Caec.* 114）。もちろんこれは弁護演説特有の一種の誇張表現であろうが、これまでの考察からして、カエキナが都市ウオラテッラエの地方貴族（地方エリート）の家柄に属したのは確実といえよう。さらに、カエキナの活動範囲がウオラテッラエにとどまらず、「全エトルリア」とはいかない

までも他のエトルリア都市にまで及んだことも、ほかならぬこの訴訟自体から明らかとなる。というのも、彼が遺産を受け継いだ亡妻カエセンニアは、タルクイニイ（現タルクイニア）の上流階級の出身であり、問題の土地もウォラテッラエではなくタルクイニイ領の東端に位置するアクシア要塞（castellum Axia）の近くにあったとされているからである。ちなみに彼女は再婚であり、前夫のフルキニウスもタルクイニイの上流階級に属した。フルキニウスが銀行業を営んでいたことを思えば、B・W・フライアーが指摘するように、フルキニウス氏に比べカエセンニウス氏が地方貴族と呼ぶにふさわしい家柄だったのかもしれない。⁽³¹⁾それはともかく、ここからは、都市という単位を越えて取り結ばれたエトルリアの地方エリート間の婚姻関係を読み取ることができよう。カエキナもその例外ではなかった。そして少なくともこの時点からカエキナ一族とキケロとの関係がはじまった。なるほどキケロは、『ウェツレス弾劾演説』を終えある程度の名声を得ていたものの、まだせいぜい造営官格の政治家であり、ローマの有力政治家と呼ぶには程遠い存在であった。しかしながら、前節までに見てきたその後の展開を考えれば、おそらくこの訴訟を契機にキケロがカエキナのパトロンとなったことは、ウォラテッラエの生き残り戦術において非常に重要な意味合いを持つていたに違いない。

ところで、キケロは前四〇年代に三通の書簡をカエキナ宛に書いており（Cic. Fam. 6. 5 = 239 SB, 6. 6 = 234 SB, 6. 8 = 235 SB）、カエキナからキケロに宛てた書簡も一通残されている（Cic. Fam. 6. 7 = 237 SB）。これらの書簡の相手が『弁護演説』のカエキナと同一人物なのかそれとも彼の息子にあたる人物なのかに関しては論争がある。同一説を採る論者としては、C・ニコレやP・ホーティ⁽³²⁾がいるが、本稿では多数説に従って両者を親子としておきたい。⁽³³⁾これが『弁護演説』から二〇年以上も経た時点での文通であること、またシキリア総督フルファヌスに宛てた推薦状において、「令

スッラの「エトルリア処分」をめぐって

名高く、勇敢な人である彼の父君ともごく親しく接してきましたし……カエキナをも少年の頃より常に愛してきたからです」という表現が見えることからして（*Cic. Fam.* 6. 9 = 236 SB）、やはりそこには一世代の隔たりが読み取れるように思われるからである。⁽⁵⁴⁾ 文通の相手となっているこのカエキナ（以下、小カエキナ）は、ポンペイウス対カエサルの内乱にあつてポンペイウス方に与し、当時はシキリアで実質的な亡命生活をおくっていた。一連の書簡はそのような小カエキナに対するキケロからの慰めを主たる内容としている。ここからは、同盟市戦争後にはじめてローマの歴史へと姿を現した地方エリートの家系が、息子の代になって中央の政治へと本格的に関与しはじめたことが知られる。もつともこれはそれほど驚くべき事柄ではない。待望久しい翻訳書が出された R・サイムの「ローマ革命」論に見られるように、⁽⁵⁵⁾ この間のイタリア・エリートの政治的台頭はむしろ周知の事実に属するからである。ただしカエキナの場合、状況は少々複雑であつた。

カエキナ一族は、アウグストゥス政権下の前一年になるとついに執政官を出すまでになる。このカエキナ・セウルスという人物に関して、サイムは、「ウォラテッラエの偉大な氏族のいずれの分脈に連なるのか、推測のしようがない」と述べている。⁽⁵⁶⁾ 一方、カブドヴィルは、この執政官の父親はキケロが前四四年十一月のアッティクス宛書簡（*Cic. Att.* 16. 8. 2 = 418 SB）で言及するオクタウィアヌス支持派のカエキナではないかとする。⁽⁵⁷⁾ となると、彼はわれわれが取り扱っているカエキナ父子の系譜ではなくなる。というのも、キケロは当該書簡で「ウォラテッラエ出身のカエキナという人物（*Caecina quidam Volaterranus*）」と、極めてよそよそしい表現を用いているからである。もとは同じ一族とはいえ、かなり以前に分かれた別の支脈に属したのであらう。サイムの「ローマ革命」論のモデルにあてはまるのはこちらのカエキナ一族であり、本稿で取り上げているカエキナ父子の繁栄は、ポンペイウスに加担したこと

途切れたのかもしれない。ちなみに、前一年の執政官であるカエキナ・セウエルスもウォラテッラエとの強い結びつきを維持した⁽³⁸⁾。彼はおそらく兄弟と思われる人物とともに、ウォラテッラエに劇場を献呈している。この家系はその後も繁栄を続け、紀元後一三年、三七年、四二年、七〇年と執政官を輩出した。三七年の補充執政官カエキナ・パエトウスは、同じウォラテッラエ出身の詩人ペルシウス(三四〜六二年)と姻戚関係にあつたようである。

時代が進みすぎたので少し戻そう。実はカエキナにはキケロの他にもパトロンのいた。キケロは、前四六年一二月(？)、属州アジア総督セルウィリウス・イサウリクス宛の書簡において、小アジアにおける小カエキナの活動への便宜を依頼してゐる(Cic. Fam. 13. 66 = 238 SB)。その際キケロは、小カエキナは「貴家のとりわけ特別な被護民(maxime proprium clientem familiae vestrae)」でもあると説明してゐる(Cic. Fam. 13. 66. 1 = 238 SB)。カエキナのパトロンであるキケロが、同じパトロンのイサウリクスに改めて属州アジアにおける庇護を依頼しているのは奇異な印象を与える。しかしながら、共和政期ローマの被護民が複数のパトロンを持つていたことはよく知られているので、被護民とパトロン間の親密さの度合いが、ときにパトロンからパトロンへの推薦といった現象を引き起こしたのであろう。セルウィリウス氏のパトロン就任は、おそらく前八〇年代の内乱時にまで遡るが、前節との重複を厭わずこの点を見ておくことにしよう。

ウォラテッラエが最終的に降伏した前七九年、その攻囲にあたつていた執政官のひとり、ほかならぬイサウリクスの父セルウィリウス・ウァティアであつた。最後まで抵抗した都市であつたにもかかわらず、陥落直後のウォラテッラエの処分はそれ程厳しかったようには見えない。サンタンジェロは、アクロポリスに破壊の痕跡がないことを根拠に、降伏時に略奪はともなわなかつたのではないかとする⁽³⁹⁾。またホーティは、前八〇年の内乱以前にとりたてて

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

親マリウス派的な態度が確認されないことをもとに、純粹に地、政、学、的、な、理、由、でウォラテッラエはマリウス・スキナ派の最後の砦となつてしまつたのではないかとする。⁽⁶⁰⁾だが、後者の指摘については少々留保を要する。というのも、トレッリは前八二年の法務官であるカッリナスをウォラテッラエ出身と捉えているからである。⁽⁶¹⁾マリウス・スキナ派の「新人」政治家カッリナスは、通常はエトルスキ系（あるいはウンブリア系）と同定される程度であつた。⁽⁶²⁾それに対してトレッリは、家族墓の存在を根拠に、カッリナスのウォラテッラエ出自を主張しているのである。この説は、降伏時におけるカエキナの行動を考える上で非常に興味深い。⁽⁶⁴⁾

リキニアヌスの記述によれば、降伏時においてウォラテッラエへと逃げ込んでいたプロスキプティオの対象者と「ウォラテッラエ人」とはその態度を異にしていた。本来の「ウォラテッラエ人」はいち早く執政官に降伏したのである。敗者が勝者の被護民となるパターンはローマのイタリア支配においてよく見られる。それゆえ、この時点でセルウィリウスとカエキナとの間にパトロネジ関係が成立した可能性は極めて高い。さらに、最終的な攻撃を前にしたウォラテッラエの降伏にカエキナがなんらかの形で関与していた可能性もある。先述のトレッリの主張が正しいとするならば、この時ウォラテッラエの城内では、カッリナスに繋がる一派とカエキナ派との間に何らかの駆引きが展開されていたのかもしれない。E・ローソンは、ウォラテッラエ攻囲の際にカエキナがセルウィリウスを支援し、その結果として財産と影響力を保持したのではないかとする。⁽⁶⁵⁾積極的な「支援」といえるのかどうかはともかく、この関与は、自己の財産と影響力の保持にとどまらず、ウォラテッラエの利害全体に及んだと捉えたほうがよいだろう。これこそが地方貴族の「交渉」であつた。

カエキナと都市ウォラテッラエは、敗戦時に手にしたノビレス貴族セルウィリウス氏との結びつきをもとに、そし

て遅くとも前六九年に手にすることになる弁論家キケロとの結びつきをもとに、スッラのエトルリア処分により引き起こされた危機を乗り越えていったのである。

第二章 退役兵植民市アッレティウムの場合

アッレティウム（現アレツツォ）は、「アレツツォ焼」あるいは「テッラ・シギラタ」と呼ばれる陶器の産地として知られる都市であり、後にふれるようにアウグストゥスの腹心マエケナスの出身地でもあった。アッレティウムに関しては、二〇〇九年に『古代のアレツツォ』と題した書物が出版されており、この包括的な論文集はアッレティウム研究の現状を知る上で非常に有益である。⁽⁶⁸⁾

さて、アッレティウムは遅くとも前四世紀末にはローマの影響圏に入った。⁽⁶⁹⁾ 前二世紀にすでに自治都市となっていたとの説もあるが、論拠は不十分であり、同盟市戦争後の市民権獲得を想定するのが無難であろう。⁽⁷⁰⁾ アッレティウムもまた前八〇年代の内乱時にはマリウス・キンナ派の拠点のひとつとなった。スッラ派の將軍メッルスに敗れたカルボとノルバヌスの軍隊が退却したのがまさにここであり（App. BC. I. 91）、⁽⁷¹⁾ 神殿破壊の跡も指摘されている。⁽⁷²⁾ 戦後におけるスッラの処罰に関して、アッレティウムの運命はウオラテッラエのそれと極めて似かよっていた。ウオラテッラエ同様、ケントウリア民会を通して市民権の剝奪と土地没収をうけたのである。前章でも論じたように、このうち市民権剝奪に関してはスッラ生前から評判が悪く、ついぞ実施されることがなかったようである。また土地没収に關しても、ウオラテッラエ同様実施が不十分であり、没収された土地の少なくとも一部は、かつての所有者であるアッ

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

レティウム人のもとに「占有地」として残されたと考えられている。サンタンジェロは、あまりに多くの土地が没収されたためそれを手にする予定の植民者の数が足りず、このような事態にいたったのではないかとする。¹⁴

他方で、ウォラテッラエとの間に明らかな相違も存在した。アッレティウムには退役兵の植民にともない植民市が建設されたからである。個人的土地分配にすぎなかった可能性も残されているが、¹⁵これまでの植民市研究では、アッレティウムは例外なくスツラの退役兵植民市として挙げられてきた。このことと関連して注目すべきは、前六三年のカティリナ陰謀事件への関与であろう。前稿でも紹介したように、ローマを離れたカティリナがまず立ち寄った先がアッレティウムであり、そこにはC・フラミニウスという人物が待っていた。フラミニウスの素性は不明ながらも、スツラが送り込んだ退役兵植民者のひとりではないかとの指摘がある。¹⁶というのも、キケロの記述には、「アッレティウムとファエスラエの植民者からなる大部隊」(Cic. *Att.* 4.6)といった表現が見られ、しかもファエスラエの指導者が退役兵植民者(かつての百人隊長)のC・マンリウスという人物だったからである。アッレティウムの指導者フラミニウスについても、その蓋然性は高いといえよう。またサッルスティウスが *ager Arretinus* といった表現を用いていることからして (Sall. *Cat.* 36.1)、ファエスラエの場合同様、植民者は農村部に居住していたのかもしれない。ちなみに、G・チャンポルトリーニの研究によれば、都市の西方にはアウグストゥス時代のものと思われるケントゥリアテリオ(土地区分)の跡が残されているが、その一部には異なった軸線を持つケントゥリアテリオが見られ、これはスツラ時代の植民に遡る可能性があるという。¹⁷それはともかく、カティリナ陰謀事件への参加からして、アッレティウムへの入植者がなんらかの理由で経済的危機に陥っていたのは確実といってよい。しかも最後までカティリナを支持したことからすれば、その度合いはかなりのものであったことが予想されよう。前六三年にいたるまで、アッ

レティウムレティウムの社会経済状況は極めて不安定なものである。

さて、このような退役兵植民市アッレティウムからは、入植者と旧住民との関係を考える上で非常に貴重な知見が得られる。「ウェテレス (Veteres)」、「フィデンティオレス (Fidentiores)」、「ユリエンセス (Iulenses)」と呼ばれる住民集団の存在がそれである (Plin. NH. 3. 52)。典拠となる大プリニウスはアウグストゥス時代の史料を利用したとされているので、少なくともアウグストゥス時代にはこの種の住民集団が存在したのであろう。実際のところ、Arretini Veteres (CIL XI. 1849) および Fidentiores (CIL XI. 6675) を記す碑文史料が出土している。⁽⁷⁸⁾ これらの史料をもとに、「二重共同体」説が唱えられることもあった。⁽⁸⁰⁾ すなわち、そこには同盟市戦争後にローマ市民権を得たアッレティウム人からなる自治都市と、新たに入植してきた退役兵植民者からなる植民市とが併存していたとされてきたのである。しかしながら、別稿において同じく「二重共同体」とされてきたポンペイに即して考察したように、このような理解はもはや支持しがたいものとなっている。異なった住民集団が別個の政治共同体を構成していたというより、ひとつの政治共同体内に異なった住民集団が存在したと考えるのがいまや妥当といえよう。⁽⁸¹⁾ アッレティウムの場合でいえば、スッラによる退役兵植民の結果、旧住民は「ウェテレス」、植民者は「フィデンティオレス」と呼ばれ、さらにカエサル時代かあるいはオクタウィアヌス時代に植民者が追加されたことにより彼らは「ユリエンセス」と呼ばれたのであろう。このようにして植民市アッレティウムは、遅くともアウグストゥス時代には三つの住民集団から構成されるようになっていたのである。それでは、彼ら相互の關係は一体どのようなものであったか。本稿にとって重要なこの論点について、G・フィルポの論考を手がかりにさらに検討していくことにしよう。⁽⁸²⁾

まずフィルポは、スッラの退役兵植民者を入植者というより「駐留軍 (guarnigioni)」のような存在と捉え、彼らに

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

より都市政治がしばらくの間コントロールされていたとする。フィルポの論の特徴は、地方都市レベルでの戸口調査の実施を想定し、それをもとにローカルな政治を押し量っている点にある。それによれば、土地没収をこうむったアッレティウム人は戸口調査の最低ランクへと後退し、これにより都市政治に参与するチャンスを失った。ただし、「占有」を続けることができた旧土地所有者はその限りではなかった。占有地からの収益をもとにかつてのランクを維持できたからである。他方、入植者というと、軍隊内での等級に応じて異なった広さの土地を受け取ったことが予想され、これをもとに彼らは都市政治をコントロールした。このような社会・政治状況の解消は没収地の回復まで待たなければならないが、それがいつの時点でどのような形で実現したのかは不明であるという。

フィルポはまた、「ウエテレス」という呼称の出現時期に関しても興味深い仮説を提起している。すなわち、「ウエテレス」という呼称の出現は「フィデンティオレス」と同時ではありえず、上記のような経済的・政治的不平等が解消し、「ウエテレス」つまりアッレティウム人が自信とプライドを回復した時点であったとするのである。そしてこれは、E・ベネツリが挙げる三枚の「二言語併用碑文」（エトルリア語とラテン語からなる碑文）に見られる共属意識の表明と同種のものであるという⁸³。

さらにフィルポは、政治的平等が実現した後の政治システムとして、たとえば三集団がいずれも都市参事会にその代表者を出しうるような政治を想定している。これは、Arretini Veteresの都市参事会員が碑文から知られること、およびキケロが伝える有名なスキリアの都市アグリゲントウムとの類比による。キケロによれば、アグリゲントウムには古くからのアグリゲントウム人とマンリウスの属州総督時にスキリア内の他都市から連れてこられた入植者のアグリゲントウム人とが住んでいた。そしてアグリゲントウムの元老院（＝都市参事会）の構成に関しては、後者の議員

数が前者のそれを越えることがないように定められていたところ (Cic. *Verr.* 2. 2. 123-124)。またシキリア南西部の都市ヘラクレア・ミノアでも、元老院議員の選出と新旧市民の議員数に関して類似の法が与えられていたという (Cic. *Verr.* 2. 2. 125)。

以上のフィルポの論考は、複数の住民集団の存在を手がかりに、アッレティウムของ都市政治の実態に迫ろうとする極めて意欲的な試みといえよう。ただし、問題がないわけではない。まず、植民当初の政治の実態に関しては、ポンペイの事例から推して植民者による排他的なコントロールを想定しない方がよいのではないか。アッレティウムでは、フィルポ自身も述べるように、旧土地所有者による「占有」が少なくとも一部で継続していたと考えられるだけになおさるである。対立していたのかどうかはともかく、おそらく両者はともに都市政治に関与していた。また没収地の回復は、なるほどふたつの住民集団の「融合」へと向けた重要な通過点と捉えられるが、所有権の少なからぬ変更をとまなうこのような措置が本当に可能であったのかどうか、肝心な点が定かではない。さらに、フィルポの最後の仮説は、事例がいずれも属州におけるローマ將軍の措置であるだけに、それをそのままイタリア内の都市に適用するのは躊躇を覚える。なによりもこの種の制度の存在は、異なつた住民間の「融合」にとつて足枷となりかねなかつたのではないか。

ところで、アッレティウムに関してもウオラテッラエの場合同様、ローマとの「交渉」の有無を突き止めたい衝動に駆られる。まずパトロンとしては、ここでもキケロがその役を演じていたのは確実といえよう。スッラ生前においてキケロはアッレティウムのある女性のために弁護を行っているし、前六〇年のフラウィウス農地法に際しては、ウオラテッラエと並んでアッレティウムのために特別の配慮を提案しているからである (本稿第一章参照)。さらに

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

チャンポルトリーニは、アッレティウムの地方貴族が昇進するのに助力したローマ政治家として、三々四人の元老院議員の名を挙げている。⁽⁸⁴⁾しかしこれは、彼らがアッレティウムに土地財産を所有していたという事実にすぎず、パトロネジ関係の存在をも明らかにするものではない。他方、アッレティウムの地方貴族としては、トレッリの研究から、キアルティウス (Clartii)、キルニウス (Clinii)、マルティウス (Martii)、アウイリウス (Avilli) そしてウアレリウス・フェストゥス (Valerii Festi) といった名が知られる。⁽⁸⁵⁾ただし、これらはいずれも紀元後一世紀に入ってから中央政界で活躍した例であり、本稿で取り上げている時期の地方貴族の姿は見えてこない。唯一、可能性として残されているのが冒頭で紹介したマエケナスの一族である。

マエケナスについては、アウグストゥス新体制における彼の位置づけ、彼とアウグストゥスとの個人的な仲、そして彼の奇抜な生活スタイルをめぐって考察がなされてきた。⁽⁸⁶⁾しかし本稿で問題となるのは、むしろ彼以前の世代におけるローマ政治への関与である。まずキケロの弁護演説によれば、前九一年護民官ドルススの法廷改革に激しく抵抗したローマ騎士のひとりに、C・マエケナスなる人物がいた (Cic. Clu. 153)。この人物はマエケナスの父親かあるいは祖父であろうと推定されている。当該マエケナスが騎士身分であることからして、この家系はすでにかなり裕福であったことがわかる。ところがマエケナス一族は、前八〇年代の内乱時にマリウス・キンナ派に味方し損害をこうむったのではないかと推定されている。⁽⁸⁷⁾というのも、マエケナスという書記が、スペインでのペルペルナによるセルトリウス殺害の場に居合わせたからである (Sall. Hist. 3. 83 M=3. 79 McGushin)。ペルペルナもセルトリウスもマリウス・キンナ派の政治家であり、当時セルトリウスはスペインにおいて一種の「亡命政権」を形成し、反ローマ闘争を展開していた。前述のローマ騎士マエケナスとこのマエケナスとの系譜関係は不明であるが、エトルリアという土地

柄を考えても、われわれの取り扱っているマエケナスがマリウス・キンナ派を支持した可能性は高い。となると、スッラによる処罰の時期、この一族がローマとの「交渉」にあたつたと考えるのは難しくなるであろう。ちなみに、この一族が次に史料に現れてくるのは前四四年のことであり、L・マエケナスという人物がオクタウィアヌスと友人関係にあつた (Nic. Dam. 31. 133)。写本の伝承が正しければ個人名からしてマエケナスの父親となるが (CIL VI. 21771 = ILS 7846)、マエケナス本人の可能性も残されている⁽⁸⁸⁾。

マエケナスに関しては、もうひとつの系譜も見落とすことができない。それは、彼の母方の家系とされるキルニウスである⁽⁸⁹⁾。リウィウスによれば、前三〇二年、アッレティウムでは非常に有力な一族であつたキルニウスを武力で追い払おうとする騒擾が発生し、ローマが軍事介入したという (Liv. 10. 3. 3)。すでに前四世紀の末に、ローマがアッレティウムの内政へと干渉しはじめていたこと、また現地の有力者であるキルニウスがすでにローマと親密な関係を取り結んでいたことがわかる。この記述が信用できるならば、キルニウスはアッレティウムにおける古くからの名門貴族であつた。ちなみに詩人ホラティウスが、パトロンにあたるマエケナスに対して「王家の出なるマエケナス」と呼び掛けているのも (Hor. Carm. 1. 1. 1)、このような背景からであろう。キルニウスのその後の動向は不明であるが、前述のように紀元後一世紀になると中央政界でも政治的昇進を遂げ執政官を出すまでになる。つまり、この一族は歴史の表面に現れ出ないとはいえず、アッレティウムの地方貴族の名門として共和政末期の動乱を生き抜いていたと考えられるのである。となれば、アッレティウムにおいてローマ当局との「交渉」にあたつた人物として、キルニウス一族こそその役柄にふさわしいのではなからうか。

もつとも、植民市の建設、またカティリナ陰謀事件への加担といった点で、アッレティウムはウォラテッラエと微

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

妙にその歩みを異にしていた。アッレティウムにおいてはカエキナのような地方貴族の欠如がむしろ問題とされるべきなのかもしれない。

第三章 クルシウムに退役兵植民市は存在したか？

最後に取り上げるのはクルシウム（現キュージ）である。クルシウムは、その王ポルセンナが共和政の樹立後まもないローマを一時期軍事占領したとされる古くからの有力国家である。⁽⁹⁶⁾ アッピアノスによれば、前八〇年代の内乱時にクルシウムもまたマリウス・キンナ派の中心人物であるカルボの拠点のひとつとなった。近郊ではカルボとスツラとの間に戦いが行われ、戦況に絶望したカルボは、まだ三万の軍隊を手に行いたにもかかわらず友人たちとともにアフリカへと逃れた（App. BC. I. 86）。他方、残された軍隊はというと、ポンペイウス軍と戦い二万人が斃れた（App. BC. I. 92）。また大プリニウスは、そこに「旧クルシウム人（Clusini Veteres）」および「新クルシウム人（Clusini Novi）」と呼ばれるふたつの住民集団が存在したと伝えている（Plin. HN. 3. 52）。

このような事実、スツラによる「エトルリア処分」の一環として、クルシウムにも退役兵植民が実施されたことを窺わせる。事実、独裁官スツラに対する献呈碑文も一点確認されている（CIL XI. 2102 = ILLRP 356）。またいくつかの碑文は植民市を示唆する「二人委員」を伝える（CIL I². 723 = XI. 2116, 2119-2121）。そこで、K・J・ペーロツホにはじまり、H・ルドルフ、E・ガツバ⁽⁹⁷⁾そしてハリス⁽⁹⁸⁾といった研究者たちは、クルシウムにおける植民市建設を想定してきた。⁽⁹⁶⁾ さらに、従来の自治都市に植民市が追加される形での「二重共同体」が想定される場合もあった。⁽⁹⁶⁾ 他方、T・

モムゼンは一八八三年の時点ですでに、「旧クルシウム人」「新クルシウム人」という表現の解釈について一種の戸惑いを示していた。⁽⁹⁷⁾ 別稿でのポンペイに関する考察、および前章でのアッレティウムに関する考察からすればこのモムゼンの躊躇はにわかに妥当性を帯びてくる。スッラによる退役兵植民の特色を「二重共同体」に求め、「旧クルシウム人」「新クルシウム人」といった表現からクルシウムにも退役兵のための植民市建設を想定する説はいまや再考を迫られているといえよう。

クルシウムの場合、再考のポイントは、四人委員と二人委員を記す碑文史料の年代分布にある。つとに、『ラテン碑文集成』第一巻の編者であるボルマンは、四人委員関連の碑文の方が二人委員関連の碑文より古く、よって四人委員から二人委員へ都市公職の変化が生じた可能性があることを指摘していた。⁽⁹⁸⁾ この点をより精緻に検討したのがE・バックとG・パオルツチの研究である。バックとパオルツチは、クルシウム出土の四人委員シキニウス(Sicinius A. f. Arn. Bellutus)についての未刊行碑文——のちに、*AE* 1987, 364として収録——を紹介する中で、『ラテン碑文集成』に収められた関連碑文についても検討し、四人委員はすべて共和政末期あるいは遅くともアウグストゥス時代に年代づけられること(*CLL* I², 3359 = XI. 2117, I², 3360 = XI. 2122, XI. 2126; 7122-7123)。⁽⁹⁹⁾ 他方で二人委員はすべて紀元後に年代づけられることを確認した(*CLL* I², 723 = XI. 2116, XI. 2118-2121, 2127, 2128; 7119)。⁽¹⁰⁰⁾ 都市公職者に関するこのクロノロジーが正しいとするならば、クルシウムではたしかに自治都市から植民市への変化が見られたが、それはスッラ時代ではなく帝政初期であったことになる。つまりここからは、従来の通説的な理解とは異なり、スッラ時代のクルシウムには退役兵の植民市が存在しなかったという結論が導き出されるのである。⁽¹⁰¹⁾

私もこのような見解を支持し、おそらくクルシウムには「二重共同体」なるものが存在した時期もなかったと考え

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

ている。だが、スツラ時代に起こったことについてはもう少し慎重に検討しておきたい。というのも、ウォラテッラエやアツレティウムの処遇と比較するならば、前八〇年代の動向からしてクルシウムに何も生じなかったとは考えにくいからであり、また植民市の建設と退役兵植民とは厳密には別個のものと考えられるからである。

この点を考察するにあたって手がかりとなるのが、ほかならぬ「旧クルシウム人」と「新クルシウム人」である。

「二重共同体」説を否定するベネッリは、クルシウムが自治都市となつた段階でアツレティウム同様に領域が大きなままであつたので、ある程度の自治機能を備えた単位に分節化されていたのではないかと示唆する^④。その場合、何故「新」と「旧」なのだろうか？ 別稿や前章での結論をもとにすれば、この「旧クルシウム人」と「新クルシウム人」に関する知見は、むしろ別の方向で活用が可能なように思える。繰り返すならば、二種類の住民集団の存在は二つの共同体の併存を意味せず、単一の都市共同体内に二つの住民集団が存在したことを意味した。具体的には、退役兵植民後のポンペイには「土着ポンペイ人 (Pompeiani)」と「植民者 (Coloni)」がいた^⑤ (Cic. *Sull.* 60-63)、先述のアグリゲントウムの例では、「旧アグリゲントウム人」と「入植者アグリゲントウム人」がいた (Cic. *Verr.* 2. 2. 123-124)。とするならば、大ブリニウスが伝える「旧クルシウム人」と「新クルシウム人」についても、それを単一の都市共同体内の二つの住民集団と捉え、後者をスツラの植民者とする余地は依然として残されているのではないか。もちろん植民市の建設が確認されない以上、これはウォラテッラエで見られたような「個人的土地分配」の事例であり、また彼らの属した都市共同体は植民市ではなく「旧クルシウム人」が構成する自治都市であつたことになるだろう。同盟市戦争後のイタリアにおいては、とかく退役兵による植民市の建設のみが注目されがちだが、イタリア内での植民は同胞市民に対して多大な影響を与えることが予想されるだけに、この種のより小規模な植民についてももう少し目を向

ける必要性があるように思える。

ところで、クルシウムに関する考古学の成果として、R・ボルギによる詳細なモノグラフがある。この研究を十分に使いこなす力がいまの私にはないので、ここでは関連する箇所のみ紹介しておく。それによれば、クルシウムにおいては前一世紀前半に城壁の修復が確認されるという⁽¹⁰⁾。これは、スッラの退役兵植民にともなう防御施設の強化とも考えられそうであるが、しかしボルギ自身はそのような解釈に懐疑的である。つまり、考古学的に見て、この時期にスッラの退役兵植民にともなう明白な変化は読み取れないということであろう。ポンペイの例からも窺えるように、そもそも考古学的に退役兵の植民を確定する作業は、困難なのかもしれない。

ついでここでも、クルシウムとローマ当局との「交渉」について検討しておくことにしよう。サンタンジェロは、敗戦後にクルシウムの地方貴族が勝者スッラにうまく取り入り、厳しい処罰を免れたのではないかと推測している⁽¹¹⁾。となれば、独裁官スッラの名を刻んだ先の献呈碑文も(CIL XI. 2101)、別の意味合いを帯びてくる。それが建てられた文脈が不明なだけに、この献呈碑文は退役兵植民にともなう出来事というより、マリウス・キンナ派に与したクルシウム人が敗北後になんとかしてスッラとの関係修繕をはかろうとした生き残り戦術の一環とも考えられるからである。ただし、そのような地方貴族がいたとして名前はわからない。その後についてはどうか。ここで参考となるのが前述のベネツリの論考である⁽¹²⁾。実はクルシウムからはスッラのほかに、ポンペイウスおよび前五六年の執政官であるCn・コルネリウス・レントゥルス・マルケッリヌスに関する献呈碑文が発見されている(CIL XI. 2102, 2103)。このうち前者の碑文は、ポンペイウスが帯びている「インペラトル二回」という称号から、前一年以前のものであることがわかる。また後者に関しては、マルケッリヌスがいわゆる第一回三頭政治に激しく対立した人物であった点を根

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

拠に、ベネツリは彼がポンペイウスとまだ良好な関係を保持していた時点にこそこの碑文はふさわしいとし、ポンペイウスへの献呈と同一時期のものではないかとする。被献呈者の名前しか残されていない碑文だけに、ポンペイウスとマルケッリヌスが都市クルシウムのために何をなしたのかは全く不明であるが、少なくともクルシウム人が彼らと関係を持つていたのは確かといえよう。

他方、クルシウム側の地方貴族の特定となるとさらに推測の領域となる。クルシウム出自の元老院議員としてはプビウスとゲッリウスが知られるが、これは帝政期に入ってから話であり、共和政期における彼らの活動内容は不明である。そこでベネツリは、C・センティウス・サトゥルニヌスという人物に注目する。センティウス・サトゥルニヌスは、セクストウス・ポンペイウス派の政治家であり、前四三年にプロスクリプティオにあつたが、前三九年のミセヌム協約後に復権した(Vell. Pat. 2. 77. 3; Val. Max. 7. 3. 9; App. BC. 5. 217)。前一九年に執政官となつた同名の人物は、彼本人か、あるいは彼の息子ではないかとされている。ここで注目すべきは、センティウス・サトゥルニヌスがポンペイウス家と緊密な繋がりを持っていた点、さらに上述のマルケッリヌスとはほかならぬ姻戚関係にあつたという点である。このような人物はたしかにクルシウムとローマ間の「交渉」にふさわしい。ところが、この魅力的学説の最大の難点は、センティウス・サトゥルニヌス一族が一般的にはクルシウムではなくアティナ出身の有力家系とされている点にある。それに対してベネツリは通説の論拠の不確かさを指摘し、むしろクルシウムからの碑文に見える有力な一族(Sentinate/Seniate)の流れを汲むクルシウムのセンティウスに同定すべきではないかとする。この再構成が妥当であるならば、スツラからポンペイウスへと続く人脈上でクルシウムのために「交渉」にあたつた地方貴族としてセンティウスの名が浮かび上がってくる。だが、残念ながら現時点でこれは全くの仮説にすぎない。

おわりに

以上、北エトルリアの三都市について、それが同盟市戦争により市民権を獲得したのちローマへと統合されていく過程を見てきた。三都市に共通していたのは、前八〇年代の内乱時において反スッラの陣営についたため、戦後なんらかの形で処分の対象となった点である。このような都市にとっては、ローマ市民権の獲得によりすべてが決着したわけではなく、イタリア内の一地方都市としてローマへと組み込まれていく過程は少なくともアウグストゥス時代まで続いた。「はじめに」でもふれたように、私はここ数年、スッラのイタリア政策を手がかりとしながら、上記のようなイタリア再編およびそれにもなうイタリアの変容を解明することを課題としている。このテーマ設定にあたっては、サンタンジェロの近著が大きく影響している⁽¹⁰⁾ので、最後にサンタンジェロの研究との違いについて述べることで本稿の主張をより明確にしておきたい。

書評としてすでに紹介したように、サンタンジェロの研究は、「帝国」形成という観点から政治家スッラの再評価を試みたものであり、その際、東方ギリシア政策と並んでイタリア政策が検討の柱となっている。サンタンジェロによれば、ローマの帝国支配を理解する鍵は、地方エリート (*domi nobiles*) とローマ・エリートとの友好・協力関係にある。そしてこの友好・協力関係は前九〇〜八〇年代に一旦破壊されたが、その再構築こそが政治家スッラの課題であったという。もちろんイタリアにおいてこの種の破壊をもたらしたのは、同盟市戦争と前八〇年代の内乱であった。スッラのイタリア政策は、従来、もっぱらネガティブな側面のみが強調されがちであっただけに、これはその再

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

評価を促す斬新な指摘といえよう。またサンタンジェロの研究の何よりの魅力は、イタリアの地方史研究の成果を十分に汲み取りながら、地方レベルでも権力の再編を問題とした点にある。当然のことながらスツラは、同盟市戦争後のイタリアを再建しようとした政治家、ローマの帝国支配を見据えていた政治家として高く評価されている。

拙評の時点で、スツラがどこまでイタリア再建の意図を持っていたのかについては疑問を呈しておいたが、サンタンジェロに導かれながら研究を進めるにつれ、その思いは一段と強くなってきた。私の見るところ、スツラはあくまでも彼特有の「友・敵」関係の原則で行動していたにすぎず、同盟市戦争と前八〇年代の内乱で打撃を受けたイタリアをどう再建するのかを真剣に考えていたとはとても思えない。たとえ考えていたとしても、その課題に積極的に取り組みだとは思えないのである。内乱後に必要とされる「和解」の精神が彼には欠けていたし、言葉は悪いが、自己満足の末、早々と引退している。だがこう主張するからといって、これはサンタンジェロの研究成果の否定を意味するものではない。むしろイタリア側に力点を移すことにより、その成果を異なった方向で発展させることを意図している。本論でも述べてきたように、イタリア内のいくつかの都市共同体は、同盟市戦争および前八〇年代の内乱の結果としてまさに共同体存続の危機に直面した。そこで、各都市の地方貴族はローマの有力政治家とのパトロネジ関係を駆使しながら、この難局をなんとか乗り越えようとしていたのである。とするならば、同盟市戦争後のイタリア再建にあつて強調されるべきは、スツラのイタリア政策そのものというより、それによつて引き起こされた事態にどう対処していくのかをめぐる地方都市と地方貴族による模索だったように思われるのである。このような行為の繰り返しと積み重ねにより、イタリアは次第にローマへと統合されていったのであろう。それはまだ、ポンペイウスとカエサルの内乱、アントニウスとオクタウィアヌスの内乱を経なければならぬ長い道のりではあったが。

註

* 史料に日本語訳があるものについては、基本的にそれを使わせていただいた。ただし、都合により一部訳語を変更した箇所もある。
 ** 本稿では、*L'année philologique* による雑誌略号以外にも、以下の略号を用いる。

*OCD*⁴: S. Hornblower/A. Spawforth (eds.), *The Oxford Classical Dictionary*, 4th ed., Oxford 2012.

RE: G. Wissowa et al. (eds.), *Paulys Real-Encyclopädie der classischen Altertumswissenschaft*, Stuttgart 1894-1980.

(1) たとえば、桜井万里子／本村凌二『世界の歴史5 ギリシアとローマ』中央公論社、一九九七年、二九三頁。詳しくは、長谷川博隆「プロウオカティオの権利をめぐる二、三の問題」『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会、二〇〇一年所収、四一五―四六三頁、特に四一七頁参照。

(2) 平田隆一『エトルスキ国制の研究』南窓社、一九八二年、三三五―三四一頁。ちなみに、氏が挙げる国制史的画期は、(i) 王政都市国家の形成(前七世紀)、(ii) 貴族政的共和政の成立(前六世紀後半―前五世紀)、(iii) ローマ「拡大キウィタス国家」の成立(前三三八年)、(iv) 「イタリア国家」(「Civitas-municipia体制」)の成立(前八九年)である。

(3) 当該期イタリアについての重要な研究として、岩井経男『ローマ時代イタリア都市の研究』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、およびU・ラッフィ／田畑賀世子訳『古代ローマとイタリア』ピーザ、二〇〇三年がある。

(4) 以後、市民権獲得後の同盟市からなるムニキピウムを「自治都市」と表記し、「植民市(コロニア)」と合わせて「地方都市」あるいは「都市共同体」と呼ぶこともある。

(5) ハリスは、「下層民」はマリウスを支持し、「支配階級(地方貴族)」はキンナ政府を支持したと捉えるが、全体の評価に変わりはなく。W. V. Harris, *Rome in Etruria and Umbria*, Oxford 1971, 251-256.

(6) 拙稿「スッラの退役兵植民とエトルリアの騷擾——ファエスラエの事例を中心に——」『北海道大学文学研究科紀要』一四〇号、二〇一三年、一―三八頁。

(7) クロノロビーは、J. M. May, Cicero: His Life and Career, in May (ed.), *Brill's Companion to Cicero. Oratory and Rhetoric*, Leiden 2002, 1-21 に於ける。

(8) 柴田光蔵「ローマ法における特示命令訴訟の一考察——キケロー Cicero の「カエキーナ弁護論 pro Caecina」をめぐって」『法学

スツラの「エトルリア処分」をめぐる

- 論叢』九四卷三・四号、一九七四年、一一七一―一八一頁、吉原達也訳、キケロ『カエキーナ弁護論』、『広島法学』三四卷二号、二〇一一年、七一―八三頁、同三五卷一号、二〇一一年、一一一―一二六頁、同三五卷二号、二〇一一年、二二七―二三一頁参照。また、長谷川博隆「キケロの法廷弁論にあらわれるコロヌス」、『古代ローマの自由と隷属』名古屋大学出版会、二〇〇一年所収（初出は一九七六年）、一〇四―一六九頁、特に一二二―一二三頁も詳しく。
- (9) 研究史を踏まえた詳しい検討は、B. W. Frier, *The Rise of the Roman Jurists. Studies in Cicero's pro Caecina*, Princeton 1985, 97-104 参照。
- (10) P. McGushin, *Sallust: The Histories I*, Oxford 1992, 119.
- (11) 石川勝二『古代ローマのイタリア支配』溪水社、一九九一年、二一九―二二六頁；E. T. Salmon, *Roman Colonization under the Republic*, London 1969, 92-94; A. N. Sherwin-White, *The Roman Citizenship*, 2nd ed., Oxford 1973, 102-104, 109-110; E. Bispan, *Colonian deducere: How Roman was Roman Colonization during the Middle Republic?* in G. Bradley/J.-P. Wilson (eds.), *Greek and Roman Colonization: Origins, Ideologies and Interactions*, Swansea 2006, 73-160, esp. 89.
- (12) Harris, *op. cit.*, 280-281.
- (13) A. Degrassi, *Quattuorviri in colonie romane e in municipi retri da duoviri*, in Degrassi, *Scritti vari di antichità I*, Roma 1962, 99-177 (= *MAL* 8.2, 1949, 281-344), esp. 105; P. A. Brunt, *Italian Manpower 225 B.C.-A.D. 14*, with a postscript, Oxford 1987 (1971), 306.
- (14) McGushin, *op. cit.*, 142.
- (15) Harris, *op. cit.*, 281-283.
- (16) C. Berrendonner, *L'Étrurie septentrionale entre la conquête et Auguste: des cités sans magistrats?* in M. Cebellac-Gervasoni/L. Lamoine (eds.), *Les élites et leurs facettes. Les élites locales dans le monde hellénistique et romain*, Roma 2003, 149-169, esp. 158. ただし、根拠とみられる碑文のうち、明確に「四人委員」と読めるのは *CIL* XI. 1744 の一例のみ。
- (17) F. Santangelo, *Sulla, the Elites and the Empire. A Study of Roman Policies in Italy and the Greek East*, Leiden/Boston 2007, 186.

- (18) ちなみに、同じ事件を記すストラボンは「テュレニア人（＝エトルリア人）とプロスキプティオの対象者が条約のもとその場から退去した」と、両者を区別してはいない（Strab. 5. 2. 6 = C 223）。
- (19) N. Terrenato, *Tam firum municipium: the Romanization of Volaterrae and Its Cultural Implications*, *JRS* 88, 1998, 94-114 [= Terrenato, *JRS* 88].
- (20) たとえば、M・ゲルツァー／長谷川博隆訳『ローマ政治家伝Ⅰ カエサル』名古屋大学出版会、二〇一三年、三七―三九頁。
- (21) 米本雅一「キケロの『農地法について』における「歴史」の利用」『歴史家協会年報』六号、二〇一〇年、一―一七頁；R. Morstein-Marx, *Mass Oratory and Political Power in the Late Roman Republic*, Cambridge 2004. 農地関連の史料として「よく活用する」点を提唱する研究として、J. Carlsen, Land, Labour and Legislation in Late Republican Italy, in Carlsen/E. Lo Cascio (eds.), *Agricoltura e scambi nell'Italia tardo-repubblicana*, Bari 2009, 303-315 などを参照。
- (22) E. Gabba, Nota sulla rogatio agraria di P. Servilio Rullo, in Gabba, *Esercizio e società nella tarda Repubblica romana*, Firenze 1973, 449-458 (= *Mélanges d'Archéologie et d'Histoire offerts à A. Piganiol*, Paris 1966, 769-775). 参考として J.-L. Ferrary, *Rogatio Servilia agraria*, *Athenaeum* n. s. 66, 1988, 141-164.
- (23) 詳しくは、米本前掲論文参照。
- (24) 第一演説が一月一日の元老院における演説であったため、これは第三演説と呼ばれている。
- (25) 彼は初期植民市時代ポンペイの有力者であるウォルグスと同一人物ではないかと考えられている。Ferrary, *op. cit.*, 312. ウォルグスについては、拙稿「スッラの退役兵植民とポンペイ——「重共同体」説の検討を中心に——」『北海道大学文学研究科紀要』一三三―一三七号、二〇一二年、三三―三八頁参照。
- (26) A. Drummond, Rullus and the Sullan possessores, *Klio* 82, 2000, 126-153, esp. 139-141.
- (27) たかやぶら S. T. Roselaar, *Public Land in the Roman Republic. A Social and Economic History of Ager Publicus in Italy, 396-89 BC*, Oxford 2010, 285.
- (28) ちなみに、ここに挙げられているプロティウス法について、ブローテンはその提案者を前七〇年の護民官ブラウティウスに同定する。T. R. S. Broughton, *The Magistrates of the Roman Republic* [= Broughton, *MRR*] II, New York 1952, 128. 他方、キケロ書

スツラの「エトルリア処分」をめぐる

- 簡の校訂・注釈者であるシャクルトン・ペイリーは、前八九年の護民官M・ブラウティウス・シルウァヌスか前七〇年の護民官ブラウティウスとする。D. R. Shackleton Bailey (ed.), *Cicero's Letters to Atticus* I, Cambridge 1965, 333.
- (29) 以下、ゲルツァー『カエサル』六二―六五頁による。
- (30) 当該書簡についてはE. Deniaux, *Les recommandations de Cicéron et la colonisation césarienne: les terres de Volterra*, CCGG 2, 1991, 215-228 が詳しい。
- (31) ちなみにこの簡所の記述は、前六三年と前六〇年の混同ではないかとされる場合もあるが、本稿のように理解すればそう考える必要はない。前六三年、キケロはたしかにウオラテッラエのために行動していた。
- (32) 多少留保がなされているとはいえ、ゲルツァー『カエサル』六三頁。ほかに、Santangelo, *op. cit.*, 179.
- (33) Broughton, *MRR*. II, 312.
- (34) M. Torelli, Entry into the Senate and Ties with the Italian Territory of Origin: *Regio VII* (Etruria), in Torelli, *Studies in the Romanization of Italy*, Edmonton 1995, 43-77 (= Torelli, *Ascesa al senato e rapporti con i territori d'origine: Italia: regio VII* (Etruria), in *Epigraphia e ordine senatorio* II, *Tiuli* V, Roma 1982, 275-299), esp. 60-61.
- (35) Deniaux, *op. cit.*, 226 以下。トルティウスがウオラテッラエの土地を獲得するに際してのキケロの関与を指摘する。
- (36) Minzer, *RE*. IV, Stuttgart 1901, s. v. Curtius (6), col. 1864; D. R. Shackleton Bailey (ed.), *Cicero: Epistulae ad familiares* II, Cambridge 1977, 460.
- (37) M. Munzi/N. Terrenato, La colonia di Volterra. La prima attestazione epigrafica ed il quadro storico e archeologico, *Ostraka* 3-1, 1994, 31-42.
- (38) *Ibid.*, 33.
- (39) B. Campbell, *The Writings of the Roman Land Surveyors. Introduction, Text, Translation and Commentary*, London 2000, 406. 同巻の附録は「A. J. Piffing, Die Ausbreitung des römischen Städtebaus in Etrurien und die Frage der Unterwerfung der Etrusker, Firenze 1966, 68 以下」による。
- (40) Terrenato, *JRS* 88, 96-102. 関野「The Tale of Three Cities: the Romanization of Northern Coastal Etruria,

- in S. Keay/Terrenato (eds.), *Italy and the West. Comparative Issues in Romanization*, Oxford 2001, 54-67.
- (41) M. Pasquinucci/S. Menchelli, The Landscape and Economy of the Territories of *Pisae* and *Volaterrae* (Coastal North Etruria), *JRA* 12, 1999, 122-141, esp. 130.
- (42) すでに長谷川「キケロの法廷弁論にあらわれるコロヌス」一二六頁で、同様の指摘がなされている。
- (43) たとえば P. Hoft, Aulus Caecina the Volaterran. Romanization of an Etruscan, in P. Bruun *et al.* (eds.), *Studies in the Romanization of Etruria*, Roma 1975, 405-433; G. Capdeville, I Cecina e Volterra, in *Aspetti della cultura di Volterra etrusca fra l'età del ferro e l'età ellenistica e contributi della ricerca antropologica alla conoscenza del popolo etrusco*, Firenze 1997, 253-311 以下。
- (44) Terrenato, *JRS* 88, 107-109; Santangelo, *op. cit.*, 189-191.
- (45) 長谷川博隆「ローマ支配下のイタリヤの貴族と民衆——同盟市の場合——」『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会、二〇〇一年所収、四六四—四七一頁（初出は一九八六年）。
- (46) Terrenato, *JRS* 88, 108.
- (47) 拙稿「前八〇年代の内乱とイタリヤの関与——ローマ市民権拡大との関連で——」『北海道大学文学研究科紀要』一三一号、二〇一〇年、五三一—〇三頁。
- (48) Capdeville, *op. cit.*, 254-255.
- (49) *Ibid.*, 266-267.
- (50) M. Cristofani *et al.* (eds.), *Urne volterrane 1. I Complessi tombati (Corpus delle urne etrusche di età ellenistica I)*, Firenze 1975 [= *UV*], 26-41 (Maggiari 執筆)；Hoft, *op. cit.*, 414; M. Nielsen, The Last Etruscans: Family Tombs in Northern Etruria, in J. M. Turfa (ed.), *The Etruscan World*, London/New York 2013, 180-193, esp. 183.
- (51) 以上 Freit, *op. cit.*, 4-8.
- (52) C. Nicolet, *L'ordre équestre à l'époque républicaine (312-43 av. J.-C.)* II, Paris 1974, 812-814; Hoft, *op. cit.*, 418-419.
- (53) Minzer, *RE* III, Stuttgart 1897, s. v. Caecina (6) (7), col. 1237; M. Torelli, Senatori etruschi della tarda repubblica e dell'

スツラの「エトルリア処分」をめぐって

impero, *DdA* 3, 1969, 295; Capdeville, *op. cit.*, 289–294; *OCD*⁴, s. v. Aulus Caecina など。

(54) ちなみに「同一人物説」を採った場合、キケロとカエキナ一族との関係は前六九年の段階でカエキナの父の代にまで遡ることになる。

(55) R・サイム／逸身喜一郎他訳『ローマ革命——共和政の崩壊とアウグストゥスの新体制——』（上）・（下）岩波書店、二〇一三年。

(56) サイム『ローマ革命』（下）一〇三頁（訳文一部変更）。

(57) Capdeville, *op. cit.*, 294.

(58) *Ibid.*, 294–309.

(59) Santangelo, *op. cit.*, 173, n. 8.

(60) Hohit, *op. cit.*, 410.

(61) M. Torelli, Senatori etruschi della tarda repubblica e dell'impero: qualche addendum, *Archeolōski vestnik* 28, 1977, 251–254, esp. 251–252; Torelli, *Studies in the Romanization of Italy*, 60.

(62) Harris, *op. cit.*, 319–320; G. D. Farney, *Ethnic Identity and Aristocratic Competition in Republican Rome*, Cambridge 2007, 132.

(63) *UV* 1, 13 (Cristofani 執筆)。ただし、家族墓の特定に用いられた碑文自体はすべてに失われてしまったようである。

(64) ちなみに S. Haynes, *Etruscan Civilization. A Cultural History*, Los Angeles 2000, 385 はこの説を採用する。

(65) E. Rawson, Caesar, Etruria, and the *Disciplina Etrusca*, in Rawson, *Roman Culture and Society*, Oxford 1991, 289–323 (= *JRS* 68, 1978, 132–152), esp. 298.

(66) カブドヴィルはこの点を「カエキナがセルウィリウスの「積極的な敵対者ではなかった」と表現する。Capdeville, *op. cit.*, 285–286.

(67) K・グリーン／本村凌二監修 池口守・井上秀太郎訳『ローマ経済の考古学』平凡社、一九九九年、三四四–三五六頁。

(68) G. Camporeale/G. Firpo (eds), *Arezzo nell'unicità*, Roma 2009 [= *Arezzo*]. 本稿が取り扱っている時期のマンレティウム全般について、その収められた論考のなかで、ムベジ M. Sordi, Roma, l'Etruria e Arretium nel I secolo a. C., in *Arezzo*, 169–175 を詳しく。

- (69) G. Camporeale, Arezzo in età etrusca: Profilo storico, in *Arezzo*, 55-82, esp. 74-78.
- (70) E. Ruoff-Väänänen, The *civitas Romana*-Areas in Etruria before the Year 90 B.C., in *Studies in the Romanization of Etruria*, 31-68, esp. 50-52; *OCD*⁴, s. v. Arretium.
- (71) Camporeale, *op. cit.*, 77.
- (72) E. Gabba (ed.), *Appiani Bellorum Civitium liber primus*, Firenze 1958, 242-243. ちなみに Loeb 版では、アッレティウムでは *αττινιουμ* (Arminum) と *αττινιουμ*。
- (73) Harris, *op. cit.*, 263; Camporeale, *op. cit.*, 76.
- (74) Santangelo, *op. cit.*, 180-181.
- (75) M. Buonocore, Istituzioni e famiglie di *Arretium* romana, in *Arezzo*, 187-196, esp. 187.
- (76) 拙稿「スメンの退役兵植民とエトルリナの騷擾」二六—二七頁。
- (77) G. Ciampoltrini, Note sulla colonizzazione augustea nell'Etruria settentrionale, *SCO* 31, 1981, 41-55, esp. 50-52.
- (78) G. Firpo, *Status di Arretium* in età tardorepubblicana e imperiale, in *Arezzo*, 177-185, esp. 182.
- (79) ただし *CIL* XI. 6675 は「一八七四年にアッレティウムから出土した屋根瓦 (tegla) に刻まれた短い銘であり、大プリニウスの記述を参考に編者ボメンダ」[*res*] (publica) (colonorum) *Fid(entiorum)* と補語したものにする。
- (80) Degrassi, *op. cit.*, 104; Harris, *op. cit.*, 270. 最近の研究として E. Bispham, *From Asculum to Actium. The Municipalization of Italy from the Social War to Augustus*, Oxford 2007 [= Bispham, *From Asculum to Actium*], 451.
- (81) 拙稿「スメンの退役兵植民と *αττινιουμ*」四四—四五頁。
- (82) Firpo, *op. cit.*, 182-184.
- (83) E. Benelli, *Le iscrizioni bilingui etrusco-latine*, Firenze 1994, no. 2-4. ちなみに *β* ネットリが挙げるこれらの碑文の年代は「前一世紀末から紀元後一世紀である」。
- (84) G. Ciampoltrini, Senatori aretini, in M. G. Marzi Costagli/L. Tamagno Perna (eds.), *Studi di antichità in onore di G. Metzke* III, Roma 1984, 503-507, esp. 506-507.

スミラの「エトルリア処分」をめぐって

- (58) Torelli, *Studies in the Romanization of Italy*, 59-60. ふなともじ Buonocore, *op. cit.*, 192-194 せ それに加えてペティリウス (Petillii) を著した『インマリナスは編纂する』。
- (59) 緒しへぢ P. Porena, Gaius Clinio Mecenate, in *Arezzo*, 197-204 参照。
- (60) サイン『ローマ革命』(上) 一六六頁。
- (61) J. Malitz (trans. and comm.), *Nikolaos von Damascus: Leben des Kaisers Augustus*, Darmstadt 2003, 192 (n. 440).
- (62) Porena, *op. cit.*, 197.
- (63) 平田前掲書 七八ー一二三頁。
- (64) K. J. Beloch, *Römische Geschichte bis zum Beginn der punischen Krieg*, Berlin/Leipzig 1926, 511-512.
- (65) H. Rudolph, *Stadt und Staat im römischen Italien. Untersuchungen über die Entwicklung des Munizipalwesens in der republikanischen Zeit*, Göttingen 1935, 92-94.
- (66) E. Gabba, The Roman Professional Army from Marius to Augustus, in Gabba, *Republican Rome, the Army and the Allies*, Oxford 1976, 20-69 (= Gabba, Ricerche sull'esercito professionale romano da Mario ad Augusto, *Athenaeum* n. s. 29, 1951, 171-272), esp. 68.
- (67) Harris, *op. cit.*, 263.
- (68) 堀江 せ F. Boitani *et al.*, *Etruscan Cities*, London 1975, 54; Torelli, *Studies in the Romanization of Italy*, 63; J. R. Patterson, Colonization and Historiography: the Roman Republic, in *Greek and Roman Colonization*, 189-218, esp. 205 ふな。
- (69) Degrassi, *op. cit.*, 112-113; A. Keaveney, Sulla and Italy, *CS* 19, 1982, 499-544, esp. 523; G. A. Mansueti, Problemi delle fonti antiche letterarie ed epigrafiche relative al territorio elusino, in *La civiltà di Chiusi e del suo territorio. Atti del XVII convegno di studi etruschi ed italici*, Firenze 1993, 39-52, esp. 50. ふな せ Rudolph, *op. cit.*, 93, n. 4 せ 植民地の建設を論ずる「1」重刊同体」を参照。
- (70) T. Mommsen, Die italischen Bürgercolonien von Sulla bis Vespasian, *Hermes* 18, 1883, 161-213 (= Mommsen, *Gesammelte Schriften* V, Berlin 1908 (Zürich/Hildesheim 1994), 203-253), esp. 165, n. 1.

- (98) *CIL* XI, p. 372.
- (99) E. Pack/G. Paolucci, Tituli Clusini. Nuove iscrizioni e correzioni all'epigrafia latina di Clusii, *ZPE* 68, 1987, 159-191, esp. 164-173.
- (100) Piffing, *op. cit.*, 61-63 は、すでに一九六六年の時点で、スッラの植民市に関して否定的な見解を採っている。また最新の研究としては、自治都市に関する研究のなかでピスバンも、クルシウムにおける「二重共同体」の存在を否定する。Bispham, *From Ascium to Actium*, 283-286, 451.
- (101) E. Benelli, La società chiusina fra la guerra annibalica e l'età di Augusto. Osservazioni archeologiche ed epigrafiche, *Ostraka* 18, 2009, 303-322 [=Benelli, *Ostraka* 18], esp. 314-315.
- (102) R. Borghi, *Chiusi*, Roma 2002, 87-88, 116.
- (103) Santangelo, *op. cit.*, 150-151.
- (104) ~~Benelli~~ Benelli, *Ostraka* 18, 315-317.
- (105) Torelli, *Studies in the Romanization of Italy*, 63.
- (106) マルケッリヌスの妻スクリボニア（後にオクタウィアヌスと結婚することになる女性）は、センチウス・サトゥルニヌスの叔母センチアの娘にあたった。Benelli, *Ostraka* 18, 315.
- (107) たとえば *OCD*⁴, s. v. Sennius Saturninus.
- (108) プロスクリプティオに関する大著のなかで、イナルがすでにセンチウス・サトゥルニヌスをエトルリア出身としている。F. Hinard, *Les proscriptions de la Rome républicaine*, Roma 1985, 518-519, no. 120.
- (109) 前掲註(17) F. Santangelo, *Sulla, the Elites and the Empire. A Study of Roman Policies in Italy and the Greek East*, Leiden/Boston 2007.
- (110) 拙評『西洋古典学研究』五九号、二〇一一年、一五七—一五九頁参照。